

大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業実施要領
(D X化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業)

1 事業の目的

循環経済への移行に向け、資源循環の促進及び廃棄物処理の高度化等を図るため、産業廃棄物処理業者がD X化に向けた取り組みを実施するのに要する経費の一部を補助する。

2 定義

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「産業廃棄物処理業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 県内に本社及び事務所又は事業場を有する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者

イ 県内に中間処理場又は最終処分場を有する(特別管理)産業廃棄物処分業者

(2)「産業廃棄物等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物

(3)「優良産業廃棄物処理業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3又は第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2に規定する、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力および実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者

イ 優良産廃処理業者認定制度の下に、大分県又は大分市独自の評価基準である「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の認定を受けた産業廃棄物処理業者

3 事業認定申請書の作成及び認定

(1) 産業廃棄物処理業者は、D X化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業を実施する場合、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金認定申請書(第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出すること。

(2) 知事は、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金認定申請書を審査し、適当と認めるときは事業実施の認定を行い、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。認定通知を受け取った事業者等は、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金交付申請を行った後、交付決定日から事業を開始するものとする。

ただし、事業の認定にあたっては、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

4 補助の内容

AIやIoT等を用いて産業廃棄物処理過程における省力化・効率化・高度化・安全確保等の事業に要する別表1に掲げる経費の一部を補助する。

(1) 補助要件

産業廃棄物等の処理を対象としたAI・IoT等のデジタル技術を導入するもののうち、次の要件のいずれかを満たすものとする。但し、補助対象経費が3,000千円以上の事業に限る。

- ①産業廃棄物等の処理の自動制御化が期待できる事業
- ②産業廃棄物等の高度な選別処理が期待できる事業
- ③処理業者基幹システムを導入する事業
- ④その他、デジタル技術を活用した産業廃棄物等の処理や業務の効率化・省人化・高度化・安全確保等に資する事業

(2) 補助対象者

産業廃棄物処理業者のうち、優良産業廃棄物処理業者であるもの。

(3) 補助対象となる事業期間

交付決定日から翌年3月31日まで

(4) 補助上限額

15,000千円（ただし、補助対象経費が3,000千円未満の事業は除く。）

(5) 補助率

2分の1以内

5 審査方法等

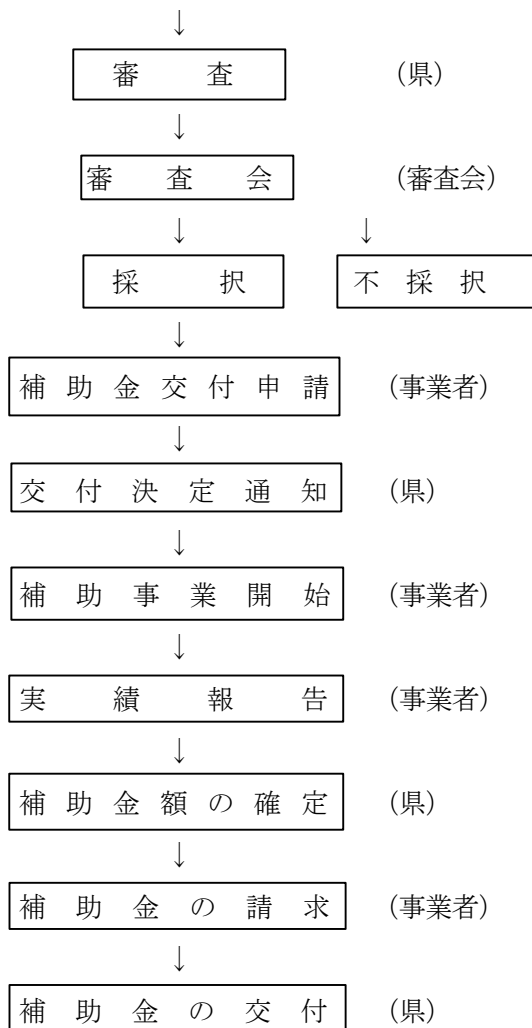
補助対象者は、審査会の意見等を踏まえ採択する。

6 採択された場合の留意点

- (1) 採択された事業者等は、「大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱」（採択事業者等に対して別途送付）に基づき、補助金交付申請の手続を行うこと。
- (2) 「大分県補助金等交付規則」、「大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱」等の規定に従うこと。

7 事務手続の流れ

大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業認定申請書の提出 (事業者)



8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和7年度予算に係る大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業から適用する。

別表 1

補助対象者	補助対象経費	
優良産業廃棄物処理業者	区分	内容
	需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕費、主要原料、副資材の購入等に要する経費
	機械装置・ 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入（一時的に使用する場合を除く）、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
	外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
	謝 金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
	費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
	委 託 費	検査分析・試験、システム設計に要する経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

(注) 1 別表 1 に掲げる経費であっても、次に掲げる経費については、対象経費から除くものとする。

- (1) 使用実績の把握が困難な材料等
 - (2) その他、補助事業の実施に関連性のない経費
- 2 委託費については、原則として補助対象経費総額の 3 分の 2 を超えることはできない。

なお、事業実施に伴い、委託費以外の経費の削減若しくは、委託費の増加により、やむを得ず委託費が補助対象経費総額の 3 分の 2 を超えることとなる場合は、要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同条第 1 項第 1 号による補助金変更承認申請書(第 5 号様式)を提出しなければならない。

- 3 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。

様式

大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業認定申請書

年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

令和 年度において、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業を実施したいので認定されるよう、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業実施要領の3の（1）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）収支予算書（別紙2）
- （3）事業者等の概要がわかるパンフレット類等
- （4）導入する施設の概要がわかるパンフレット類等
- （5）事業者等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でない旨を記載した誓約書

(別紙1)

事業計画書

1 事業の実施体制等

区分	
事業名	
構成員の概要	(複数の企業等で実施する場合は、その名称、代表者を記載すること)
実施体制	(事業の実施体制・組織を記載すること。複数の構成員が実施する場合にはどのような役割分担になるのかを含めて記載すること。)
事業区分	(いずれかの区分を○で囲むこと。) ①産業廃棄物等の処理の自動制御化が期待できる事業 ②産業廃棄物等の高度な選別処理が期待できる事業 ③処理業者基幹システムを導入する事業 ④その他、デジタル技術を活用した産業廃棄物等の処理や業務の効率化・省人化・高度化・安全確保等に資する事業
対象となる産業廃棄物等	廃棄物の種類又は名称
	現状と課題

2 事業日程及び事業内容

事業日程	(開始予定 年 月 日 完了予定 年 月 日)
内 容	(事業の内容・課題を簡潔に記載すること。必要に応じて本事業の概要・ポイントを、イラスト等を用いてわかりやすく記載した概要図 (A 4判 1枚程度) を添付のこと。)

事業の効果	(DX化の効果等について簡潔に記載すること。)
支援実績等	<p>(過去に類似の事業で他の助成制度の実施実績があれば記載する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助成制度名 2 事業名 3 概ねの予算規模 4 本事業との関係性
支援実績等	<p>(今後応募予定の類似の事業があれば記載する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助成制度名 2 事業名 3 概ねの予算規模 4 本事業との関係性

3. 経費の内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
需用費				
機械装置・ 工具器具費				
外注加工費				
謝 金				
費用弁償				
委 託 費				
その他の経費				
合 計				

- (注) 1 補助対象経費については、実施要領の別表 1 を参照のこと。
2 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。

(別紙2)

収 支 予 算 書

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	備 考
県費補助金 自己資金 その他		
計		

支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	備 考
需用費 機械装置・工具器具 費 外注加工費 謝 金 費用弁償 委 託 費 その他の経費		
計		

(経費区分ごとに詳細かつ具体的に記載すること。)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]
住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第 2 号様式

大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業認定通知書

年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日に申請のあった表題の件について、審査した結果、大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業として認定するので通知する。

なお、同封した「大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請の手続きを速やかに行うこと。